令和８年生駒市教育委員会

第１０回定例会　議案

令和８年１０月２０日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和8年生駒市教育委員会(第10回)定例会議案目録

議案番号	議　　案　　名	項
報告第20号	臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市任期付市費負担教員の給与に関する規則の制定について)	1
報告第21号	令和8年生駒市議会第6回(9月)定例会提出議案の結果について	7
議案第33号	令和8年度市立中学校卒業式の日程について	9

報告第２０号

臨時代理につき承認を求めることについて

（生駒市任期付市費負担教員の給与に関する規則の制定について）

生駒市任期付市教員の給与に関する規則の制定について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号)第５条第２項の規定により、令和８年９月３０日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和８年１０月２０日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

生駒市任期付市費負担教員の給与に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例（令和８年９月生駒市条例第３０号。以下「条例」という。)の規定に基づき、市費負担教員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（初任給及び昇給の基準）

第２条　新たに給料表の適用を受ける市費負担教員の号給は、別表第１に掲げる号給とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号)第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた市費負担教員（同法第１７条の規定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該職員の号給に応じた額に、生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年３月生駒市条例第３号）第２条第２項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第１

項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務算出率」という。）を乗じて得た額とする。

２　教育職員（教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第２条第１項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）としての経験その他の経験を有する者の号給は、前項に規定する号給に、当該経験月数を１２月で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第２に定める換算率を乗じて得た数に４を乗じて得た数を加えて得た号数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする号給とする。

３　市費負担教員の昇給は、毎年４月１日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

４　前項の規定により市費負担教員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した者の昇給の号給数を４号給とすることを標準として市長の定める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、当該職員のその号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。

（教員特殊業務手当の額）

第３条　条例第４条第２項の規定による教員特殊業務手当の額は、別表第３の左欄に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

（義務教育等教員特別手当の額）

第４条　条例第５条第２項の規定による義務教育等教員特別手当の額は、市費負担教員の号給に応じ、別表第４に定める額とする。ただし、同項第１号に掲げる校務を分掌する市費負担教員の義務教育等教員特別手当の額は、同表に掲げる額に３，０００円を加算した額とする。

（施行の細目）

第５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

学歴	初任給
大学院卒	２９号給
大学卒	１７号給
短大卒	７号給

備考

１　この表において「大学院卒」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学院の修士課程（同法第９９条第２項に規定する専門職大学院の課程を含む。)以上を修了した者の学歴をいう。

２　この表において「大学卒」とは、学校教育法による大学（短期大学を除く。)を卒業した者（前項に掲げる者を除く。)の学歴をいう。

３　この表において「短大卒」とは、学校教育法による短期大学を卒業した者の学歴をいう。

別表第２（第２条関係）

経歴		換算率
教育職員としての在職期間	常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間	１０割
	その他の期間	１０割以下
国、地方公共団体、旧公共企業体､政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間（教育職員としての在職期間を除く）	市費負担教員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	１０割

	その他の期間	１０割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		１０割以下
その他の期間	市費負担教員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	１０割以下
	その他の期間	５割以下

別表第３（第３条関係）

業務の種類	教員特殊業務手当の額
１　条例第４条第１項第１号アの業務	６，４００円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会が定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、１２，８００円）
２　条例第４条第１項第１号イ及びウの業務	８，０００円
３　条例第４条第１項第２号及び第３号の業務	５，１００円
４　条例第４条第１項第４号の業務	３，９００円

別表第４（第４条関係）

号給	義務教育等教員特別手当の額
１号給から４号給まで	１，４００円
５号給から８号給まで	１，６００円
９号給から１６号給まで	１，７００円

１７号給から２０号給まで	１，８００円
２１号給から２４号給まで	１，９００円
２５号給から２８号給まで	２，０００円
２９号給から３２号給まで	２，１００円
３３号給から３６号給まで	２，２００円
３７号給から４０号給まで	２，３００円
４１号給から４４号給まで	２，４００円
４５号給から５２号給まで	２，６００円
５３号給から５６号給まで	２，８００円
５７号給から６０号給まで	３，０００円
６１号給から６４号給まで	３，２００円
６５号給から６８号給まで	３，３００円
６９号給から７２号給まで	３，４００円
７３号給から７６号給まで	３，５００円
７７号給から８０号給まで	３，７００円
８１号給から８８号給まで	３，８００円
８９号給から９２号給まで	３，９００円
９３号給から９６号給まで	４，０００円
９７号給から１００号給まで	４，１００円
１０１号給から１０４号給まで	４，２００円
１０５号給から１０８号給まで	４，３００円
１０９号給から１１６号給まで	４，４００円
１１７号給から１２０号給まで	４，５００円
１２１号給から１２４号給まで	４，６００円
１２５号給から１４４号給まで	４，７００円
１４５号給から１４８号給まで	４，８００円

１４９号給から１５７号給まで	４，９００円

報告第２１号

令和８年生駒市議会第６回（９月）定例会提出議案の結果について

令和８年生駒市議会第６回（９月）定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第６条第１号の規定により、次のとおり報告する。

令和８年１０月２０日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子

【提出議案】

・令和８年度生駒市一般会計補正予算（第４回）
・生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例の制定について
・生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
・生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
・生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・財産の取得について
・上中学校校舎長寿命化改修工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約の締結について(追加提案分)

【審議経過】

令和８年９月１日　　開会
令和８年９月２日　　再開

令和８年９月３日　　再開

令和８年９月４日　　再開

令和８年９月１０日　厚生文教委員会

予算委員会（厚生文教分科会）

令和８年９月１５日　予算委員会

令和８年９月２４日　決算審査特別委員会（厚生文教分科会）

令和８年９月３０日　再開

【結果】

原案のとおり可決

議案第３３号

令和８年度市立中学校卒業式の日程について

令和８年度市立中学校卒業式の日程について、生駒市教育委員会規則第１号（昭和３１年４月生駒市教育委員会規則第１号）第４条第２号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和８年１０月２０日提出

生駒市教育委員会

教育長　原　井　葉　子